

プロポーザル方式選定説明書

業務名称：2017 - 2018 年度プロジェクト研究「公共財政
管理から捉えた途上国の公共投資管理調査業
務」
【企画競争（プロポーザル方式選定）】

- 第1 競争の手順
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 プロポーザル作成実施要領
- 第4 見積書作成及び支払について
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2017年8月4日
独立行政法人国際協力機構
調達部

第1 競争の手順

本件に係る公示に基づく企画競争については、このプロポーザル方式選定説明書によるものとします。

1. 公示

公示日 2017年8月1日

公示番号 国契-17-056

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2017 - 2018年度プロジェクト研究「公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理調査業務」
(企画競争（プロポーザル方式選定）)
- (2) 業務内容：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間（予定）：2017年10月上旬から2018年6月下旬
(複数年度契約)

4. 選定手続き窓口と書類の提出方法

(1) 選定手続き窓口

郵便番号 102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部 契約第三課

【メールアドレス】 ippankeiyakudesk@jica.go.jp

【電話】 03-5226-6609 【ファクシミリ】 03-5226-6324

(2) 書類の提出方法

- ・郵送等による場合：上記(1)あて
- ・持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達カウンター）

なお、調達カウンターの開所時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分の間を除く）となります。

5. 競争参加資格

この企画競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公示日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下、「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記6. (1)の②を参照ください。）

- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
 - ウ. 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。
 - エ. 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。
- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。
 - ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5-2. プロポーザル内容に関するプレゼンテーションの実施

プロポーザルのご提出後、以下のとおりプロポーザル内容に関するプレゼンテーションを実施いただく予定としておりますので、予めご了承ください。詳細は、プロポーザル提出社に個別に連絡いたします。

- (1) 予定日時：2017年9月6日（水） 午後
- (2) 所要時間：参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は20分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり20分程度とします。ただし、参加者数の多寡により変更があり得ますので、予めご了承ください。
- (3) 実施者：プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかわる者としてください。会場の制約により最大3名までの入室を可とします。
- (4) 当日は、プロポーザル内容の要約版の配布・使用を認めます。提出済みのプロポーザルのみによる説明でも結構です。
- (5) パソコン（PC）の使用：可
- (6) PC使用の場合、会場にプロジェクタ、スクリーンの用意をいたします。PCはご持参ください。
会場にインターネット回線、ネットワーク環境はありません。

6. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争への参加希望者は、上記5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限：2017年8月21日（月）正午まで
- イ. 提出場所：上記4. 参照
- ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）
- エ. 提出書類：以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリーA： 当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照 整理番号を記載してください。 有効期限が2019年3月31日の整理番号 (28から開始の7ケタの番号)
A-2	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーB： 当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格は有している場合		

B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
B-2	全省庁統一資格審査結果通知書（写）	
B-3	情報シート	様式集参照
B-4	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーC：当機構発行の整理番号も全省庁統一資格も有していない場合（上記5.（1）ただし書きに該当する者。）		
C-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・様式集参照
C-3	登記事項証明書（写）	・発行日から3ヶ月以内のもの ・法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書（その3の3）（写）	・発行日から3ヶ月以内のもの ・税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書（市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など）では受付できません。
C-5	財務諸表（写） ・設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・決算が確定した直近1ヶ年分 ・貸借対照表、損益計算書を含む。 ・法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式

【全カテゴリー共通に必要な書類】

- ・ 返信用封筒（長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。）
- ・ 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ① 共同企業体結成届
 - ② 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類
- ・ 必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

（2）共同企業体、再委託について

ア. 共同企業体の結成を認めます。

イ. 再委託

- ・ 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、プロポ

- 一ザルにその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- ・再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
 - ・当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
 - ・なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

【定義】

〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。

〈再委託〉：受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。

(3) その他

- ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ. 82 円分の切手を貼った長 3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。
- ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記 4. を参照ください。

(4) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2017 年 8 月 25 日(金)までに結果が通知されない場合は、上記 4. にお問い合わせください。

(5) 辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、プロポーザルを提出されない場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、1 4. (1 1) を参照下さい。

7. プロポーザル方式選定説明書に対する質問

(1) 業務仕様書の内容等、このプロポーザル方式選定説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出して下さい。

- ア. 提出期限：2017 年 8 月 10 日(木) 正午まで
- イ. 提出先：上記 4. 参照
- ウ. 提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとして下さい。

【プロポーザル方式選定説明書への質問】国契-17-056：2017 - 2018 年度プロジェクト研究「公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理調査業務」

・宛先電子メールアドレス：ippankeiyakudesk@jica.go.jp

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

エ. 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

(3) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2017年8月17日(木)午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」JICA本部における公告・公示情報

→「国内向け物品・役務等 公告(2017年度)」の「質問回答」欄

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2017.html>)

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。見積書金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. プロポーザル・見積書の提出等

(1) 提出期限：2017年9月4日(月)正午まで

(2) 提出場所：上記4. 参照

(3) 提出書類：

ア. プロポーザル(提出部数：正1部、写3部)

「第3 プロポーザルの作成方法」及び下記サイトに掲載の「プロポーザル参考様式」を参照して下さい(プロポーザル参考様式はあくまで参考ですので、「第3 プロポーザルの作成要領」の要求を満たしていれば、必ずしも厳格に様式を利用する必要はありません)。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

イ. 見積書(厳封)(提出部数：正1通)

・ 見積書は任意様式とします。経費項目については、「第4 見積書作成及び支払について」を参照下さい。

・ 見積書の表紙については上記ア.に記載のサイトに掲載の様式をご使用ください。

・ 本見積書については、応募者の名称又は商号並びに代表者の氏名による見積書とし、代表者印又は社印を押印して下さい。

・ 日付はプロポーザル提出日として下さい。

・ 封筒に入れ、表に業務名称、社名記入、厳封のうえ提出して下さい。

ウ. 返信用封筒(長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。)

(4) 提出方法：郵送等又は持参(郵送等の場合は上記(1)の提出期限までに到着するものに限りです。)

(5) その他

ア. 一旦提出されたプロポーザルは、差し替え、変更又は取り消しはできません。

イ. プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

- (6) プロポーザルの無効
 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- ア. 提出期限後に提出されたとき。
 - イ. 記名、押印がないとき。
 - ウ. 同一応募者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
 - エ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をしたプロポーザルの提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）。
 - オ. 前各号に掲げるほか、本プロポーザル方式選定説明書に違反しているとき。

9. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは当機構において評価し、プロポーザルを提出した全者に対し、2017年9月12日（火）付までの文書をもって交渉順位を通知します。2017年9月15日（金）までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口にお問い合わせ下さい。
- (2) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、14.（9）を参照下さい。

10. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

- (1) 評価項目・評価配点・評価基準
 「第3 プロポーザルの作成方法」別紙評価表参照。
- (2) 評価方法
 「第3 プロポーザルの作成方法」別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数第一位まで採点）し、合計点を評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的なレベルに達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%以下

なお、プロポーザル評価点が100満点中50点（基準点という。）を下回る場合を不合格とします。

(3) 契約交渉順位の決定方法

プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点と同じ者が2者以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

1 1. 契約交渉

- (1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位 1 位の社から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉は上記 4. の所在地にて実施します。
- (3) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書（案）及び提案頂いた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- (4) また、当機構として契約金額（単価）の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。

1 2. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 上記 1 1. により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- (2) 「第 5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（「第 5 契約書（案）」参照）については、見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 3. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除きます。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

- ① 工事又は製造の請負の場合、250 万円
- ② 財産の買入れの場合、160 万円
- ③ 物件の借入れの場合、80 万円
- ④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること

※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力

を与え得ると認められる者を含みます。

- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

（3）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（4）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

（5）情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

13-2. 独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点から、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等（公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。）については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

14. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本プロポーザル方式選定説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 選定結果については、参加社名、評価結果等を当機構ウェブサイト上で公表します。
- (4) 当機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務のプロポーザル及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (5) プロポーザル等は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。
- (7) 採用となったプロポーザル等については返却いたしません。また、不採用となったプロポーザルについては、提出者の要望があれば、（正）のみ返却しますので、プロポーザル評価結果通知の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分（シュレッダー処理等）いたします。なお、受注者となった者以外のプロポーザル等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (8) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (9) 競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。
 - ア. 説明依頼期限：2017年9月29日（金）正午まで
 - イ. 説明依頼方法：上記4. 参照
 - ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、ファクシミリ又は持参。
 - エ. 回答方法：書面または面談（希望する場合）により回答します。

(10) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後にプロポーザルを提出されなかった社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただく所存です。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「プロジェクト研究 公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理調査業務」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

OECD 諸国の多くで 70 年代から 80 年代にかけ、それまでの「大きな政府」の反省から、「小さな政府 (Smaller / cheaper government)」に向けた改革が進み、公共支出の減少とともに財政赤字の削減が進められた。そしてそれに引き続き、80 年代から 90 年代にかけて「より良い政府 (Better Government)」を目指した改革が導入され、公的サービスの改善、規制改革、地方分権等が進んだ。

世界銀行の支援アプローチはこの時代の流れに対応し、80 年代以降、プロジェクト単体の効率化のみならず、途上国における投資ポートフォリオ、そして、公共支出全体を考慮する支援が開始された。その後、それはさらに政策枠組み全体の良好性を見るべきという方向に拡大した。また公共支出と政策枠組みを議論するにあたって、60 年代後半から議論されていた「ファンジビリティ」の議論に焦点が当たるようになり始める。世界銀行も「ファンジビリティ」を考慮し、大規模なプロジェクト投資を行うに際して、公共支出と政策枠組みとの連関を進めることを重視して立案を勧めたのが公共投資計画 (Public Investment Plan: PIP) であった。しかし、実際にはこの時期の途上国における公共投資計画は、援助を取り付けるためのショッピングリストになってしまい、公共支出全体を考慮した投資計画の役割を果たさなかった。

90 年代以降、世界銀行は引き続き公共支出と政策枠組みの連関に関心を持ち続けた。しかし世界銀行は 80 年代に失敗した公共投資計画を改善し、投資計画と公共支出管理を組み合わせ合わせた改善を進めようとしなかった。むしろ OECD 諸国の中で開始され、洗練された手法として注目された、オーストラリア等の先進国の中期支出プログラミング手法である、中期支出枠組み (Medium Term Expenditure Framework: MTEF) を途上国全体に導入しようとした。これは 90 年代後半から援助手法として用いられ始めた財政支援とも密接な関わりを持った。しかし、実際には多くの途上国にとって、MTEF が持つ重要な要素である「複数年」の視野をいきなり予算編成にシステムティックに持ち込むという手法は難度が高かった。また多くの国で MTEF は国内政治的にも十分な理解を得られず、形式的にしか導入されなかった。

現在、それらの反省を経て、2000 年代半ば以降、「複数年」の視野を含んだ政策枠組みと公共支出との連関を重要な考え方として踏まえながらも、再度、実現可能なものとして、「第二世代」の公共投資計画への取り組みが開始されている。その特徴は、利用可能な資金に基づく投資計画を策定するとともに、国の政策とセクター毎の優先課題に沿って投資への予算配分を行うことで投資の効率性を上げようとするものである。

上記のような国際的な取り組み背景のもと、JICA においては、これまでラオス、マラウイ、バングラデシュで公共投資管理強化のための技術協力が実施され、今後モンゴルで案件が立ち上がるほか、スリランカ等でも潜在的に支援ニーズが挙げられている。

公共投資計画は、事実上開発事業予算全体の計画でもあるため、当該国の中長期的な開発戦略の実施の意味はもちろんのこと、開発戦略を実現するための公共財政管理の意味でも極めて重要な意味を持っている。また、多くの途上国においては、開発事業予算にかかるドナー依存が大きいいため、公共投資管理はドナーによる ODA 事業管理の側面でも大きな意味を持っている。

しかしながら、多くの途上国では公共財政管理に見合った公共投資管理ができていないのが実態であるため、公共投資事業が当該国の財政を圧迫している、事業効果が出ていな

いといった問題が生じている。

こうした事情により、途上国支援全般において、そもそも当該国の開発戦略に基づく事業マネジメント（計画－実施－M&E）や公共財政管理の能力を診断および強化することが必要であるが、そのためには公共投資管理に着目する重要性が極めて高い。

しかし、国によって公共財政管理と公共投資管理を所管する官庁が異なったり、所管官庁同士の権限関係が異なったりすることにより、途上国の公共投資管理能力を診断・強化することも一様ではなく、JICA 内においてその方法論は未だ確立されていないのが実情である。

2. 業務の目的

これまで JICA で支援してきた途上国の公共投資管理改革およびその支援案件の形成・実施・評価における成果や課題、教訓を抽出すると同時に、日本における公共投資マネジメントを含む公共財政管理の経験や手法を明確にすることにより、「途上国における公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断¹や公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施のための方法・枠組み」（以下、「公共投資管理能力診断・協力形成実施枠組み」）を取りまとめて、7. 4) 最終成果品：「公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理」ハンドブックを作成することを目的とする。

3. 業務対象地域

- (1) 案件実施国：ラオス、マラウイ、バングラデシュ、インドネシア（業績予算：PBB）
 - ・これまでの案件実施から得られた文献調査を実施する
 - ・1, 2 国を選択して、文献調査を踏まえた詳細情報について現地調査を実施する
- (2) 日本
 - ・近年日本の先進的な地方自治体が導入している、公共投資事業を含む総合計画と財政規律を堅持する行財政改革計画を連動させる「戦略的財政計画」の手法に関して、文献調査を実施する
 - ・上記「戦略的財政計画」を導入している地方自治体の中から 1～2 例を選び、利用しているフォーマットを含む具体的な手法を現地調査する。
- (3) 案件未実施国：モンゴル、スリランカ等
 - ・1, 2 国を選択して、(1)、(2)を踏まえた公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断や公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施のための留意点の適用可能性を、検討
 - ・検討結果を踏まえた現地調査を実施する

4. 業務の範囲

受注者は、「7. 成果品等」を念頭に、「5. 調査における留意事項」に配慮しつつ、「6. 調査業務の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成に当たっては、発注者と協議しつつ、取り進めるものとする。

5. 業務における留意事項

5-1. 既存の調査報告書等の最大限の活用

¹ 「途上国における公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断」とは、公共財政管理や公共投資管理の診断ツールである Public Expenditure and Financial Accountability (PEFA) や Public Investment Management Assessment (PIMA) などを踏まえて、公共財政管理や公共投資管理の担当省庁（財務省や国家開発省など）の組織体制、関連機関間の関係性、開発事業に対する予算措置およびその実施管理といった組織能力を診断するものである。

既存の調査報告書等による情報を最大限に活かす（特にモンゴルおよびラオスの基礎情報収集調査報告書）。

・モンゴル国開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000030607>)

・マラウイ公共投資計画（PSIP）能力向上プロジェクトフェーズ II 終了時評価報告書

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VW02040104/8DE0F687CB919DBA492580DD002CC4EF?OpenDocument>)

・ラオス公共投資・財政管理分野における情報収集・確認調査報告書（ドラフト）

（当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループにて配布可）

【紙資料の交付期間および交付場所】

（１）期間：2017年8月7日（月）から2017年8月18日（金）

までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
（午後0時30分から1時30分の間を除く）の期間

（２）場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構4階産業開発・公共政策部ガバナンスグループ

電話03-5226-8061（担当：高附）

5-2. 公共財政管理の視点を意識

公共投資計画だけでなく、その裏付けとなる予算計画や執行管理を見ることにより、公共財政管理の視点を意識する。関係省庁も特に計画省（計画委員会）と財務省との関係性に注意を払う。

5-3. 円借款・技術協力の2つの側面を留意

JICA Country Analytical Paper (JCAP) や円借款（プログラム・プロジェクト）形成と技術協力形成・実施の2つの側面を特に意識した「公共投資管理能力診断・協力形成実施枠組み」の取りまとめとする。

5-4. 文献・現地調査で得られた「公共投資管理能力診断・協力形成実施枠組み」の有効性の検証

既存情報と案件実施国での現地調査および日本での同分野にかかる文献・現地調査で得られた情報を基に作成された「公共投資管理能力診断・協力形成実施枠組み」案を、案件未実施国での現地調査で活用し、同案の有用性を検証する。

5-5. JICA 内タスクフォースとの協働

本プロジェクト研究では、公共財政管理・公共投資管理に関連する取り組みを実施している部署や同分野の支援の経験・知見を有する国際協力専門員からなるタスクフォースを形成する。タスクフォースの構成は次の通り。

- 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政金融チーム（事務局兼任）
- ガバナンス・ナレッジ・マネジメント・ネットワークメンバー（3～5名）
- 国際協力専門員：ガバナンス・公共財政管理分野
- 関係在外事務所

※また、JICA 研究所も必要に応じてタスクフォース会合に参加。

本業務において、受注者は、タスクフォース会合を通じて現地調査地やその方法、各種成果品案に対する助言を得る。

6. 調査業務の内容

以下に示す業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内作業毎に具体的に技術提案書の中で提案すること。

(1) 第1次作業（2017年10月上旬～11月下旬）

1) キックオフ会合

受注者は、業務指示書に基づき、本プロジェクト研究における調査体制・方法・スケジュール案をタスクフォース会合にて提示し、コメントを得る。

2) 関連文献調査

受注者は、これまで JICA で支援してきた途上国の公共投資管理改革の関連情報およびその支援案件の関連文書から、公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断や公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施・評価における成果や課題、教訓を抽出すると同時に、日本における公共投資マネジメントを含む公共財政管理にかかる情報を収集・分析する。

そのうえで、途上国および日本の現地調査枠組み（視点、調査項目、調査方法、進め方）案を作成する。

3) インセプションレポートの作成

受注者は 2) の作業を踏まえて、文献調査結果および現地調査枠組み案をインセプションレポート案として取りまとめ、タスクフォース会合で発表する。タスクフォースメンバーから得たコメントを基に改訂のうえ、インセプションレポートとして最終化する。

(2) 第2次作業（2017年12月上旬～2月下旬）

1) 現地調査の実施：案件実施国（3週間程度）・日本（1週間程度）

受注者はインセプションレポートで最終化した現地調査枠組みをもとに、案件実施国（1, 2 か国）および日本の先進自治体での現地調査を実施する。事務局および国際協力専門員も必要に応じてこれに同行する。

2) 現地調査結果のとりまとめ

受注者は現地調査結果をとりまとめ、文献調査で取りまとめた情報と併せて分析することにより、途上国における公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断や公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施アプローチ案を取りまとめる。

3) プロGRESSレポートの作成

受注者は 2) の結果をプロGRESSレポート案として取りまとめ、タスクフォース会合で発表する。タスクフォースメンバーから得たコメントを基に改訂のうえ、プロGRESSレポートとして最終化する。

(3) 第3次作業（2018年3月上旬～4月下旬）

1) 現地調査の実施：案件未実施国（3週間程度）

受注者はプロGRESSレポートで最終化した途上国における公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断や公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施アプローチ案をもとに、案件未実施国（1, 2 か国）での現地調査でその適用可能性を実証調査する。事務局および国際協力専門員も必要に応じてこれに同行する。

2) 現地調査結果のとりまとめ

受注者は現地調査結果を踏まえて、プログレスレポートで示した途上国における公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断や公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施アプローチ案を改訂する。

3) ドラフトファイナルレポートの作成

受注者は2)の結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。

(4) 第4次作業 (2018年5月上旬～6月下旬)

1) 成果品案のタスクフォースでの検討

受注者はドラフトファイナルレポートをタスクフォース会合で発表し、タスクフォースメンバーはこれに対してコメントをする。

2) 最終成果品の作成

受注者は1)の結果を踏まえて、ファイナルレポートを作成する。

7. 成果品等

以下調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 調査報告書

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項:

①文献調査結果

－JICA 支援実績国の公共投資管理改革

－途上国に対する公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断ツール概要

－JICA 支援実績国に対する公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施・評価における成果や課題、教訓

－日本における公共投資マネジメントを含む公共財政管理概要

②途上国および日本の現地調査枠組み (視点、調査項目、調査方法、進め方) 案

提出時期: 2017年11月末

提出部数: 和文1部および電子データ

2) プログレスレポート (PR)

記載事項:

① 案件実施国および日本での現地調査結果概要

② ①を踏まえた途上国に対する公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断枠組み案

③ ①を踏まえた公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施枠組み案

提出時期: 2018年2月末

提出部数: 和文1部および電子データ

3) ドラフトファイナルレポート (DF/R)

記載事項:

① 案件未実施国での現地調査結果概要

② ①を踏まえた途上国に対する公共財政管理・開発事業マネジメント能力の診断枠組み案

③ ①を踏まえた公共投資管理能力向上の技術協力の形成・実施枠組み案

提出時期: 2018年4月末

提出部数: 和文・英文各1部および電子データ

4) ファイナルレポート：「公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理」ハンドブック (F/R) (150 ページ程度)

記載事項：ドラフトファイナルレポートと同様の事項 (内容改訂)

提出時期：2018 年 6 月末

提出部数：和文 300 部

英文 100 部

CD-R 1 部

(2) 調査業務報告書

毎月の調査業務報告書

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で調査終了後機構に提出する。

1) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

2) 提出時期：最終成果品提出時

3) 部 数：1 部

(4) 報告書作成についての留意事項

ア 各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものについては必ず出典を明記する。価格、費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単語、記号等の統一性と整合性を保つこと。

イ 作成に当たっては、その表現振りに充分注意を払うこと。

ウ 作成にあたっては、原稿の段階で機構と十分な協議を行うこと。

エ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

オ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

カ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。

キ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。

ク レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

コ ファイナルレポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポート、簡易製本の様式の印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」の通りとする。ファイナルレポートの仕様は、B5 版、カラー (写真含む)、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集の製本とする。なお、仕様の詳細は機構の指示に従うものとする。

8. 業務実施上の条件

調査の工程 (参考)

本調査は、2017 年 10 月上旬より開始し、2018 年 6 月下旬の終了を目途とする。

本調査の工程及び各報告書の作成時期については以下のとおり想定しているが、最終成果品の提出日が指示書より遅くならない限りにおいて、コンサルタントの業務計画に基づ

いた工程をプロポーザルにて提案することを可とする。

	2017年			2018年					
	10	11	12	1	2	3	4	5	6
国内 作業	□			□			□	□	
現地 作業			■			■			
報告 書等		▲ IC/R			▲ PR		▲ DF/R		▲ F/R

9. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)

(1) 合計：約410日（国内260人日、在外150人日）

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務従事者には補強・JVによりODA業務の経験が少なくても、日本の公共財政管理・開発事業マネジメント調査・業務経験のある者を充てることも可能。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、担当分野の変更・追加または分離が必要と考えられる場合は、上記(1)に定める業務量を超えない範囲において明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括 国内 90人日、在外 30人日
- 2) 公共財政改革分析 国内 150人日、在外 60人日
- 3) 公共投資管理案件分析 国内 150人日、在外 60人日

10. その他特記すべき事項

(1) 報告書の作成

- 1) 各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものについては必ず出典を明記すること。価格、費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単語、記号等の統一性と整合性を保つこと。
- 2) 作成にあたっては、ドラフトの段階で機構と十分な協議を行うこと。

(2) 積算方法

1) 業務の対価（報酬）（直接人件費及び管理費等）

管理費等を含む直接人件費日額単価を設定し、業務上必要となる人・日をかけて直接人件費総額を算出すること。なお、直接人件費日額単価は国内・国外業務共に同額とする。また、管理費等には(3)積算条件②、③及び④を除く業務上必要となるすべての経費を含むこととする。

2) 定額で計上する直接経費【合計】10,940,000円

国内及び国外業務出張に関する旅費については一律9,800,000円を計上すること。

また、一般現地業務費（出張時の車両借上費等）として一律1,140,000円を計上すること。業務完了時には経費精算報告書の提出と共に証拠書類を提出し、発注者の検査を必要とする。

(3) 積算条件

以下の支出項目を想定している。

当該仕様書の業務手続きに必要な支払で、以下の必要と思われる経費については、適切

な金額を計上すること。

- ① 管理費等を含む直接人件費
- ② 定額で計上する直接経費【合計】10,940,000円
- ③ 成果品作成費
- ④ 報告書電子化経費

(4) 支払条件

インセプションレポート及びプログレスレポート提出後に部分払い、最終成果品の検収確認後に精算払いの3回の支払を行う。

受注者は業務完了届及び経費精算報告書を提出し、発注者の検査を受けることとする。受注者は発注者から通知される成果品合格通知及び精算金額確定通知を受領後、速やかに受注者は発注者に請求書を提出すること。なお、上記(3)積算条件②、③及び④に該当する直接経費については、証拠書類を提出の上、実費精算とする。

また、部分払の支払方法については契約書(部分払)第16条のとおりとする。

第3 プロポーザル作成要領

プロポーザルを作成するにあたっては、「第2 業務仕様書」ならびに本項別紙「評価表」に明記されている内容等をプロポーザルに十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. プロポーザルの構成と様式

プロポーザルの構成は以下のとおりです。

プロポーザルに係る様式については、以下のサイトを参考としてください。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いても結構です。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

- (1) 応募者の経験・能力等
 - ア. 類似業務の経験
 - ①類似業務の経験（一覧リスト）……………（参考：様式1（その1））
 - ②類似業務の経験（個別）……………（参考：様式1（その2））
 - イ. 資格・認証等……………（任意様式）
- (2) 業務の実施方針等……………（任意様式）
 - ア. 業務実施の基本方針（留意点）・方法
 - イ. 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）
 - ウ. 業務実施スケジュール
- (3) 業務総括者の経験・能力等
 - ア. 業務総括者の推薦理由……………（任意様式）
 - イ. 業務総括者の経験・能力等……………（参考：様式2（その1, 2））
 - ウ. 特記すべき類似業務の経験……………（参考：様式2（その3））

2. プロポーザル作成に係る要件・留意事項

本業務に係るプロポーザル作成に際して、留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

- (1) 応募者の経験・能力等
 - 自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
 - ア. 類似業務の経験
 - 類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。
 - 類似業務の実績を「様式1（その1）」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも10件以内としてください。
 - また、業務実績の中から、当該業務に最も類似していると考えられる実績（3件以内）を選び、その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規模等）や類似点を「様式1（その2）」に記載して下さい。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。
 - イ. 資格・認証等
 - 本案件に関係すると思われる資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。
 - マネジメントに関する資格（ISO9001等）

- 個人情報保護に関する資格（プライバシーマーク等）
- 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS等）
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

（2）業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、全体で20ページ以内を目途としてください。

ア. 業務実施の基本方針（留意点）・方法

業務仕様書について内容を把握のうえ、本業務実施における基本方針及び業務実施方法につき提案願います。

また、基本方針には以下の点を盛り込んで下さい。

- ・現在の公共投資管理支援の動向
- ・途上国の公共財政管理課から捉えた公共投資管理の位置づけとその重要性（必要に応じて公共財政管理と公共投資管理の関係性を表す概念図を挿入）
- ・途上国の公共財政管理・開発マネジメントの能力診断の視点
- ・途上国の公共投資管理能力支援案件の形成・実施上の留意点
- ・上記留意点を踏まえた既存の協力案件の分析の視点
- ・途上国の公共投資管理に有用と思われる日本における開発事業マネジメントを含めた公共財政管理事例のテーマ分類
- ・上記を踏まえた現地調査候補としたい日本の公共財政・投資管理事例 1-2 事例（ただし、実際のフィールド調査地は調査開始後に別途検討の上決定します。）

イ. 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）

業務仕様書に記載の業務全体をどのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織としてまたは組織の外部におけるバックアップ体制を含む。）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するのか、提案願います。実施（管理）体制の方針、考え方についても、併せて記載願います。

なお、要員計画については、全体計画の記載を求めるものであり、個々の業務従事者の個別の人員配置計画を求めるものではありません。

ウ. 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

（3）業務総括者の経験・能力等

業務を総括する方の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。

ア. 業務総括者の推薦理由

応募者が、業務総括者を推薦する理由を、400字以内で記載下さい。

イ. 業務総括者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載下さい。

- 「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。
- 「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
- 「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載下さい。

- 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
- 「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
- 「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。
- 「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにしてください。
- 「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
- 職歴、業務等従事経験が、「様式2（その1）」だけでは記載しきれない場合には、「様式2（その2）」に記入して下さい。

ウ. 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2（その3）」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

3. その他

プロポーザルの体裁は、原則、正を紙製フラットファイル綴じ、写をひも綴じとします。ただし、分量（ページ数）が多い場合は、これによらず、バインダー等を使用してください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応札者の経験・能力等		70
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、公共投資管理もしくは公共財政管理に関する各種支援業務とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	60
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証 	10
2. 業務の実施方針等		80
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ● その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか 	50
(2) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。 ● 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。 	25
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 	5
3. 業務総括者の経験・能力		50
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、公共投資管理もしくは公共財政管理に関する各種支援業務とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	35
(2) 業務総括者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年の総括経験にプライオリティをおき評価する。 	10
(3) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。 	5

第4 見積書作成及び支払について

1. 見積書の作成について

経費の見積もりに当たっては、「第2 業務仕様書」に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。見積書作成の上での留意点は以下のとおりです。

- (1) 可能な範囲で詳細な内訳をつけて見積書を作成してください。当該業務の実施において想定される経費の費目構成は、以下のとおりです。見積書の様式は任意としますが、これらの費目を網羅するようにしてください。なお、必要に応じ、項目の統合、削除、追加することも可能です。この場合、プロポーザルにもその旨記載ください。

<想定される経費の費目構成>

ア. 業務の対価（報酬）

管理費等を含む直接人件費日額単価を設定し、業務上必要となる人・日に乗じて直接人件費総額を算出すること。なお、直接人件費日額単価は国内・国外業務共に同額とする。また、管理費等には以下のイ. 及びウ. を除く業務上必要となるすべての経費を含むこととする。

イ. 定額を計上する直接経費【合計】10,940,000円

国内及び国外業務出張に関する旅費については一律9,800,000円を計上すること。

また、一般業務費として一律1,140,000円を計上すること。

ウ. 直接経費

以下の経費について必要な金額を計上して下さい。

(ア) 成果品印刷費

(イ) 報告書電子化

上記、イ. 及びウ. の直接経費については、業務完了時には経費精算報告書の提出と共に証拠書類を提出し、発注者の検査を必要とします。

- (2) 消費税を計上してください。
- (3) 契約交渉順位一位となった応募者については、上記(1)で作成いただいた見積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、各業務に係る経費の契約金額および精算対象とする経費を決定します。契約交渉の際には、経費の妥当性を確認するため、より詳細な内訳や見積書の各金額の根拠資料も提出いただきます。
- (4) 契約交渉が成立した場合、上記契約交渉を踏まえた最終見積書を提出いただきます。最終見積書の形式については契約交渉時に決定します。

2. 支払について

- (1) 支払いは、プログレスレポート提出後に部分払い、最終成果品の検収確認後に精算払いの2回の支払を行います。

- (2) 受注者には、各年度の業務完了後、発注者に対し業務完了届および経費精算報告書を提出いただきます。業務の完了や成果物等の検査に合格し、精算金額の確定を受けた後、発注者は受注者からの請求に基づき、支払います。詳細は添付の契約書（案）を参照ください。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。
- (3) 国内及び国外業務の実施の際には打合せ簿にて出張期間、団員構成及び用務先等を確認し、併せて旅費単価（日当及び宿泊費）について合意の上で出張を伴う業務を実施すること。
- (4) 国内及び国外出張時の旅費（航空賃、日当及び宿泊費）の支給基準については当機構の細則（「専門家の派遣手当等支給基準」）によることとする。
なお、出張者の旅費計算の格付けは学歴年次により決定するため、契約締結後に決定します。

以上

第5 契約書（案）

業務委託契約書

1. 業務名称 プロジェクト研究「公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理調査業務」
2. 契約金額 金00,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間 2017年10月●●日から
2018年6月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 神崎康史（以下「発注者」という。）と●●●● ●●●●● ●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」に定義する業務の完成を約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完成するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものとする。
 - 4 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

（業務計画書）

- 第2条 受注者は、本契約締結日から起算して14日以内に、業務仕様書に基づいて

業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、受注者は、当該第三者に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせなければならない。受注者は、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても、連帯して責任を負う。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 産業開発・公共政策部行財政・金融チーム課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第6項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。また、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括

管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

- 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限（ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭授受の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。

（業務内容の変更）

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者、受注者は変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

（一般的損害）

- 第8条 業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
 - 3 前二項の場合その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

- 第10条 受注者は、頭書の「履行期間」の最終日までに業務を完了し、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定（精算）報告書に代わって、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。

- 3 発注者は、前 2 項の業務完了届を受領したときは、その翌日から起算して 10 営業日（営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

（債務不履行）

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（成果物及び業務提出物の取扱い）

- 第 12 条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第 10 条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果物及び業務提出物の所有権は、第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認をもって、受注者から発注者に移転する。
 - 5 受注者が提出した成果物及び業務提出物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物及び業務提出物のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
 - 6 前二項の規定は、第 17 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、引き続き効力を有するものとする。

（成果物の瑕疵担保）

- 第 13 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格をもって免れるものではない。

- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第4項の所有権の移転後、1年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

第14条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 2 第10条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 3 受注者は、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

- 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)として確定し、経費報告書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 業務の対価(報酬)

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。ただし、日当・宿泊料、国外旅費については、当機関連構規程に基づく単価及び実績による。

(支払)

第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受領した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(部分払)

第16条 受注者は、業務の完了前に、契約書に規定する一部業務が完了したときに、当該部分に対する契約金相当額(以下「契約金相当額」という。)の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ委託者に対して、業

務部分完了届、成果品のうち当該部分にかかるものとして契約書本体に規定されているもの（以下「中間成果品」という。）及び契約金相当額計算書を提出のうえ、当該部分の検査を求めなければならない。

- 3 委託者は、前項に規定する中間成果品を受領した日の翌日から起算して 10 営業日以内に当該中間成果品について確認検査を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の検査の結果、中間成果品について補正を命じられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 5 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該中間成果品を委託者に引き渡すものとする。
- 6 受託者は、前項の規定による通知があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定した金額を上限とする。この場合において、第 1 項の契約金相当額は、第 2 項に定める契約金相当額計算書に基づき、委託者が定め、受託者に通知することとする。
第 1 項の契約金相当額 × [9/10 - 前払金額 / 契約金額]
- 8 第 6 項の規定による部分払金の支払があったのち、受託者が再度部分払を請求する場合においては、第 1 項及び前項中「契約金相当額」とあるのは、「契約金相当額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」と読みかえるものとする。

（天災その他の不可抗力の扱い）

- 第 17 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかに生じた履行の遅延または不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。
- 2 不可抗力が発生した場合は、発注者及び受注者は、その後の必要な措置について協議し、定める。

（発注者の解除権）

- 第 18 条 発注者は、本契約において別に定めるほか、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が次条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特

別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要項」に準じる。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

- 第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償す

るものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

(受注者の解除権)

第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けた時は、発注者はその被害を賠償するものとする。賠償額は、受注者がすでに支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

(不正行為等に対する措置)

第 21 条 受注者が、第 18 条第 1 項第 5 号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じ、併せて受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(談合等不正行為に対する措置)

第 22 条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

3 受注者が第 1 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365 日と

する。)2.8パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。

- 4 前三項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。
- 5 第1項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- 6 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

(秘密の保持)

第23条 受注者(第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けたときに既に受注者が所有していたもの。
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの。
- (5) 開示の前後を問わず受注者が独自に開発したことを証明するもの。
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの。
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第 24 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

(3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

(5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

2 前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(安全対策)

第 25 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 26 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第 27 条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第 25 条及び前条の規定を踏まえ、以下の安全対策を講じるものとする。

(1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。

・ 死亡・後遺障害 3,000 万円（以上）

・ 治療・救援費用 5,000 万円（以上）

(2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を在外公館に提出させる。

- (3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
 - (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を業務従事者等に受講させる。
 - (5) 業務を実施する国・地域にかかり、発注者が提供する安全対策に関する「行動規範」を遵守して行動する。
- 2 第 25 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し、安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第 28 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第 29 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
- (2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第 30 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第 31 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 32 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2017年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 ○○ ○○

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

第 2 業務仕様書及びプロポーザルの内容を反映して記載します。

[附属書Ⅱ]

契 約 金 額 内 訳 書

第4見積書作成及び支払についてに応じた内訳書を記載します。

様式集

■競争参加資格確認に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
4. 質問書
5. 辞退理由書

■プロポーザル作成に関する様式

1. プロポーザルおよび見積書提出頭紙
2. プロポーザル表紙
3. プロポーザル参考様式（別の様式でも提出可）

以上の参考様式のデータは、以下のサイトよりダウンロードできます。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン、様式」

→「様式 プロポーザル方式（国内向け物品・役務等）」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事
- ・業務名称：プロジェクト研究「公共財政管理から捉えた途上国の公共投資管理調査業務」
- ・公示番号：国契-17-056
- ・公示日：2017年8月1日